

## 水道・下水道・消雪パイプの制度統一について

### ◎ 制度統一の考え方

水道、下水道、消雪パイプの各制度は、合併前の各市町村でのまちづくりに関する政策の違いから、合併時での統一を行わず、合併前の制度を継続しました。

しかし、合併から5年を経過し、長岡市の一体感を醸成していくためにも「各地域の差」を解消することが必要であり、平成23年度を目途に受益者負担の原則と公平性の確保の観点から制度統一を図りたいと3月議会で考え方を示しました。

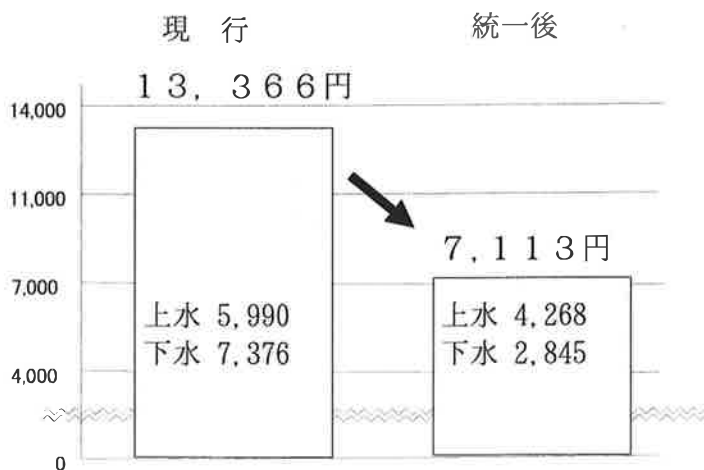
### ◎ 制度の統一方法

一般的な家庭において、新たな負担がほとんど生じないように、水道と下水道、消雪パイプの制度をまとめて統一したいと考えています。

- ・水道料金、下水道料金は、長岡地域の基準に統一します。
- ・消雪パイプの電気使用料は、受益者負担を原則とする長岡地域の基準に統一します。  
なお、自然条件などの地域特性を考慮し、負担方法の調整を行います。
- ・町内会や消雪組合が設置する消雪パイプ設備への補助制度（井戸と散水管設備費用への一部補助）は、長岡地域の基準を見直したうえで統一します。

### ◎ 一般的な家庭における月額負担見込額【川口地域】

#### ・簡易水道と下水道



※ メーター口径20mm、毎月の使用量25㎡の場合です。

差額△6,253円

(年間 △75,036円)

- ・消雪パイプ電気使用料は、負担見込額を精査中です。